

## 10. 監督会議

(1) 日 時：平成26年11月15日(土) 13時00分～  
 (2) 会 場：白河市文化センター ホール

## 11. 開会式

(1) 日 時：平成26年11月15日(土) 14時30分～  
 (2) 会 場：しらかわカタールスポーツパーク  
 (白河市総合運動公園)  
 白河市中央体育館アリーナ  
 \*1チーム7名出席のこと。

## 12. 閉会式

(1) 日 時：平成26年11月16日(日) 14時30分(予定)～  
 (2) 会 場：福島市立福島第一小学校体育館  
 (3) 参加チーム：  
 ■入賞チーム  
 (市の部6チーム、町の部10チーム、村の部3チーム)  
 \*市、町、村の部それぞれ上位3チームは全員出席する。  
 \*4位以下のチームは代表者1名出席のこと。  
 ■区間賞該当者  
 (市の部16名、町の部16名、村の部16名)  
 \*市、町、村の該当者は、全員出席のこと。  
 ■敢闘賞該当チーム  
 (市の部1チーム、町の部1チーム、村の部2チーム)  
 \*市、町、村の部それぞれ該当するチームは、全員出席する。  
 ■その他のチームは、1名出席のこと。

## 13. 宿泊

(1)宿泊の受け入れは從来どおり白河および郡山の宿舎を充てる。宿泊人数については特に制限しない。  
 (2)宿泊料金：6,500円(1泊2食・消費税別)  
 (3)申し込み窓口：白河地区・割烹旅館 借楽園  
 (☎0248-22-0141)  
 郡山地区・郡山市旅館・ホテル協同組合  
 (☎024-935-5181)

上記窓口以外への直接申し込みは一切受け付けない

## 14. その他

(1)チームの搬送、区間配置は各チームで行う。  
 (2)各区間の走者の荷物は、各区間通過予定時刻の10分前に本部輸送車で次区間に輸送する。  
 (3)大会当日についての競技者・役員の傷害保険は、主催者で加入するが、各チームでも傷害保険等に加入する。  
 (4)大会当日に、万一、事故があった場合、主催者で応急手当や救急車等の手配はするが、その後の処置・対応については、各チームで行うものとし、主催者としては責任を負わない。  
 (5)大会の映像・写真・記事・記録などは、新聞・テレビ・雑誌・インターネット・CDなどに掲載される。掲載権は主催者に属する。

〒960-8602 福島市太田町13-17 福島民報社事業局内  
**大会事務局** 「ふくしま駅伝事務局」 TEL: 024-531-4171  
 FAX: 024-531-4157



**福島県縦断駅伝コース図 (95.1km)**



## 第26回市町村対抗 福島県縦断駅伝競走大会



平成26年 11月16日(日)  
 しらかわカタールスポーツパーク  
 (白河市総合運動公園)陸上競技場  
 7:40スタート  
 福島県庁前  
 12:41フィニッシュ(予定)

日 時

主 共 催 催  
共 主 管 援

協 力  
特別協賛  
協 賛  
特別協力

福島陸上競技協会・福島民報社  
 福島県・福島県教育委員会  
 ラジオ福島・テレビユー福島  
 県南陸上競技協会・県北陸上競技協会  
 (公財)福島県体育協会・福島県市長会  
 福島県町村会・参加市町村教育委員会  
 通過市町村陸上競技協会・通過市町村  
 体育協会・(一社)福島県交通安全協会  
 毎日新聞社・スポーツニッポン新聞社  
 福島県警察本部・自衛隊福島地方協力本部  
 陸上自衛隊福島駐屯地・陸上自衛隊  
 郡山駐屯地 ほか関係諸団体  
 東北電力・東邦銀行  
 サントリー食品インターナショナル  
 大和ハウス工業・ALSOK福島総合警備保障  
 NTT東日本 福島支店・福島トヨタ

## 1. 趣旨

この大会は、県民の体力の向上と中・長距離選手の育成・強化を図り、各市町村のふるさとおこしに寄与するとともに、「復興 未来へ ふくしまの力で」をスローガンにタスキをつけ震災からの一日も早い復興を願い開催する。

## 2. 日 時

平成26年 11月16日(日)

スタート…しらかわカタールスポーツパーク  
(白河市総合運動公園)陸上競技場 7時40分  
フィニッシュ…福島県庁前 12時41分(予定)

## 3. コース及び距離

しらかわカタールスポーツパーク  
(白河市総合運動公園)陸上競技場～福島県庁前  
16区間 95.1km

## 4. 参加資格

- (1)競技者は、平成26年9月1日現在、所属チームの市町村に在住している者とし、平成26年9月2日以降の転入者は参加できない。なお、一家転住等特別の場合はこの限りではない。また、中学生に限り学校所在地がある市町村の所属チームからも出場できる。(ただし、学生・生徒は、保護者の居住地から参加してもよい)また、町村の部においては、他自治体に居住し通勤している町村役場職員と小・中学校の教職員、自治体内に勤務する常備消防職員の参加を認める。在勤町村から参加する場合は居住する市町村チームの了解を得るものとする。
- (2)「ふるさと選手」は、他市町村、他県在住者であっても、出身中学校のある市から2名、町村から4名以内に限り参加できる。

## 5. チーム編成

- (1)各市町村1チームとする。  
(2)チームは、監督1名、コーチ2名、競技者22名以内の計25名以内とする。  
(3)男子シニアは40歳以上、女子シニアは30歳以上とする。  
(大会当日の年齢とする)  
(4)震災により、チーム編成等が困難な次の10市町村については、特別措置を別に定める。  
\*相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村  
(5)上記町村以外で、チーム編成等が困難な状況にある町村については、特別措置を別に定める。

## 6. 競技規定

- (1)本大会は、2014年度(公財)日本陸上競技連盟競技規則、同連盟駅伝競走規準及び本大会要項により実施する。  
(2)市町村対抗とし、市の部、町の部、村の部の3部制とする。  
(3)引継ぎは、主催者で準備したタスキを用いる。  
(4)競技者は、指定のナンバーカード(市町村名入り・主催者で準備)を胸・背部に付ける。  
(5)競技者が、途中事故により引き継ぎができない場合は、その区間と総合成績は認めないが、その他の区間の個人成績は認める。  
(6)競技には一切伴走を認めない。  
(7)スタートのコース順はあらかじめ抽選によって決定する。  
(8)競技者は、原則として道路の左側端を走らなければならない。  
(9)繰り上げ出発について

①第7区(第6中繼所・ゼノアック 日本全薬工業(株)前)

および第8区(第7中繼所・郡山総合体育館前)は、

先頭チームとの差が10分00秒となった時点で行う。

②第7区、第8区以外は、先頭チームとの差が15分00秒となつた時点で行う。

## 7. 参加申し込み

- (1)参加の確認(参加確認書の提出と参加料の納入。但し、納入は市町村)

- ①期 日：平成26年8月1日金～8月20日水  
(期日厳守)  
②参加料：10,000円

振込先：東邦銀行渡利支店 [普] 262732  
福島陸上競技協会 会長 片平 俊夫

## 8. 最終オーダーの提出

- (2)第1次申し込み(エントリー表提出)  
①期 日：平成26年9月1日㈪～9月16日㈫  
(期日厳守)  
②人 数：所定の用紙に監督1名、コーチ2名、競技者22名以内の氏名を記入する。  
(3)第2次申し込み(オーダー表、監督・コーチ、競技者の顔写真提出)  
①期 日：平成26年10月15日㈬～10月24日㈮  
(期日厳守)  
②人 数：所定の用紙に監督1名、コーチ2名、16区間の走順(オーダー)と補欠6名以内を記入する。また全員の顔写真を添える。  
③原則として、第1次申し込みによるが、6名まで競技者の変更を認める。  
(4)参加申し込み後のエントリー変更は認めない。  
但し、本大会の趣旨に鑑み、次の理由についてのみ2名以内に限り、エントリー変更を認める。  
1. 事故 2. 疾病  
以上、1・2に該当し、エントリー変更を行うチームは、監督会議当日の11時30分から12時までの間に、医師の診断書とエントリー変更を大会事務局に提出し、承認を得る。  
(注)新しくエントリーする競技者については、申し込み時と同様の手続きが必要。

## 9. 表彰

- (1)最終オーダーの提出は、変更の有無に関わらず、監督会議当日(11月15日)の11時30分から12時までの間に、監督会議受付所(白河市文化センター内)に提出する。  
(2)競技者の変更是原則として、第2次申し込み時の補欠との入れ替えのみとする。ただし、1名に限り1回の区間の変更を認める。変更によって、空いた区間には、補欠を入れる。  
(例)6区の競技者に事故があったとき、6区に16区の競技者を入れることはよい。ただし、16区には、補欠を入れる。  
(3)監督会議終了後の競技者の変更是認めない。但し、不慮の事故等により変更せざるを得ない場合は、11月16日(日)6時20分から6時40分までに大会本部《しらかわカタールスポーツパーク(白河市総合運動公園)陸上競技場管理棟内》へ申し出ること。この場合も上記(2)による。ただし、虚偽の申告があった場合は失格とする。

- (1)市・町・村対抗の3部制とし、優勝チームには優勝旗、優勝杯(それぞれ持ち回り)及び、協賛社杯を授与する。  
(2)総合優勝チームには、総合優勝杯を授与する。  
(3)市の部は6位まで、町の部は10位まで、村の部は3位までそれぞれ入賞チームとし、表彰する。  
(4)前回の総合順位と比較し、順位を上げたチームのうち、入賞チームを除く順位差の多い市の部1チーム、町の部1チーム、村の部2チームにそれぞれ敢闘賞を授与する。  
(5)区間優勝者には、市の部、町の部、村の部別に区間賞を授与する。